

# 東京大学大学院薬学系研究科・薬学部動物実験委員会規則

## (設置)

第1条 東京大学動物実験実施規則(以下「実施規則」という。)第6条に基づき、東京大学大学院薬学系研究科・薬学部(以下「研究科」という。)に東京大学大学院薬学系研究科・薬学部動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (任務)

第2条 委員会は、東京大学大学院薬学系研究科長・薬学部長(以下「研究科長」という。)の諮問に応じ、実施規則第8条第1項に定める事項を任務とする。

## (組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に定める者のうちから研究科長が委嘱する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

## (委員長)

第4条 委員の互選により委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となるとともに委員会を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (決議)

第6条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長は必要あると認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

## (迅速審査)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、迅速審査手続きにより審査を行うことができる。

- (1) 実験計画等の軽微な変更の審査
  - (2) 既に委員会において承認されている実験計画に準じて類型化されている実験計画の審査
  - (3) 既に委員会において承認され、施行され、報告が適正に行なわれている問題のない研究の期間の延長
  - (4) 審議の結果、修正の指示があり、修正が行われた実験計画等の審査
  - (5) 各種報告書の審査
- 2 迅速審査は、計画書等の回覧と書面による全ての委員の意見に基づき、委員長が判定する。
- 3 迅速審査の結果については、全ての委員に報告しなければならない。
- 4 委員は迅速審査結果の報告に疑義が生じた場合は、委員長に対し、改めて委員会における再審査を求めることができる。この場合において、委員長は、再審査をすることが必要と認めるときは、委員会を招集し、当該事項について審査しなければならない。

## (庶務)

第9条 委員会にかかる庶務は、研究科事務部会計チームにおいて処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 東京大学薬学部動物実験委員会規程(昭和63年2月10日施行)及び東京大学薬学部動物実験指針(昭和63年2月10日制定)は、廃止する。
- 3 この規則は、平成19年6月13日から施行する。
- 4 この規則は、令和2年12月23日から施行する。